

- 企業による自発的で積極的な就職関連情報の公開により、学生等が就職活動において、企業選択をしやすい環境を醸成
- 若者と中小企業とのマッチングを促進し、若者の職場定着率が向上
- 認定制度の導入により、若者の採用に積極的に優良な中小企業の情報発信を強力に推進し、若者の育成環境を整備

「若者応援企業宣言」事業の実施

◆ 若者の採用・育成に積極的で、一定の基準を満たした地域の中小企業が「若者応援宣言企業」を宣言

《「若者応援宣言企業」宣言基準》

1. 若者対象のいわゆる正社員求人をハローワークに提出すること
2. 「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
3. 就職関連情報を開示していること
4. 労働関係法令違反を行っていないこと
5. 事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6. 新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7. 助成金の不支給措置を受けていないこと

- ① 社内教育、キャリアアップ制度等
- ② 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況
- ③ 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績と定着状況
- ④ 前年度の有給休暇および育児休業の実績
- ⑤ 前年度の所定外労働時間（月平均）の実績

27年度より、上記に加えて、数値要件を満たし、人材育成に取り組んでいる企業を法律上認定。

◆ 「認定企業」の重点PR、重点的支援の実施

- ・ 認定企業の重点PRの実施
- ・ 認定企業を対象とした就職面接会、就職説明会の開催

◆ 「認定企業」に対する助成支援の拡充

- ・ トライアル雇用奨励金：月額4万円のところ月額5万円支給
- ・ キャリア形成促進助成金：訓練に対する費用の助成率を1/2→2/3（中小企業）に引き上げ。
- ・ キャリアアップ助成金：有期→正規の場合1人当たり支給額50万円（中小企業）に10万円を加算

優良中小企業を強力に推進し、若者の育成環境を整備